

2015年10月23日

## 【声明】 大阪・東住吉冤罪事件

# 即時抗告棄却決定＝再審開始決定と 刑の執行停止を心から歓迎する

「東住吉冤罪事件」を支援する会  
日本国民救援会大阪府本部  
日本国民救援会中央本部

本日、大阪高裁第4刑事部（米山正明裁判長）は、東住吉冤罪事件の朴龍皓さん、青木惠子さんに対し、検察官の即時抗告を斥け、2012年の地裁決定に次ぎ、再び誤った裁判のやり直しを命じる棄却決定＝再審開始決定を出しました。

同時に、再審開始の決定により確定判決に基づく刑の執行が不都合となる蓋然性が高まり、これを継続することは正義に反する場合がある、請求人両名の場合は、まさにそれにあたるとして、10月26日午後2時から刑の執行を停止するという決定も行いました。

私たち東住吉冤罪事件を支援する会・日本国民救援会大阪府本部・日本国民救援会中央本部の三者は、大阪高裁の英断に心からの敬意を表するとともに、これまで一貫して朴さん・青木さんの無罪実現のために、たゆまぬ努力と献身的な弁護活動を継続された弁護団のみなさんに改めて敬意を表するものです。

さらには私たちの訴えに応えて、全国から寄せられた多くのみなさんの心温まるご支援、署名は即時抗告審段階のみでも5万人分をはるかに超えました。法廷外の多くのみなさんの、「誤判や冤罪は許さない」「間違った裁判はやり直すべき」という声が、裁判所をして法と良心にのみ拘束されるという、憲法に則った判断を促したものと確信します。

この事件は、1995年7月大阪市東住吉区の青木惠子さん宅が全焼するという事故が発生し、当時小学6年生だった青木さんの長女が死亡。亡くなった長女に保険金が掛けられていたことから保険金目当ての放火殺人事件として、青木さんと内縁の夫朴龍皓さんが逮捕・起訴されたものです。2人を犯人とする直接証拠は「朴自白」以外にはありません。

2人は公判開始以来一貫して無実を訴え続けましたが、2006年最高裁で無期懲役が確定。有罪の根拠となったのは「ガソリン7.3リットルをまいてターボライターで火をつけた」とする朴さんの「自白」しかありません。

今回の決定は、検察官の即時抗告を棄却する理由として、「原審及び当審で提出された証拠を踏まえ、新旧証拠を総合して評価すると本件火災の原因として、車庫に駐車していた自動車の給油口からガソリンが漏出し、車庫内に設置された風呂釜の種火から引火して自然発火した可能性が具体的に認められる」とし、「本件火災の原因について、請求人朴の放火ではなく自然発火である可能性が否定できない」、よって「各確定判決の有罪認定に合理的な疑いが生じていると認め、請求人両名に対し、無罪を言い渡すべき明らかな証拠を新たに発見したときに該当するとして、それぞれ再審を開始した原決定の判断は正当と認められる」としています。そして、当然の帰結として刑の執行停止も決定しているのです。

今年は、1975年最高裁第1小法廷において、再審裁判においても「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則を適用すべしという画期的な「白鳥決定」が出てから40年目の記念すべき年です。この時に、まさにこの白鳥決定に沿った今回の決定の持つ意味は大きいと考えます。

今回の決定によって、誤判や冤罪は、必ず司法によって正されるという市民の信頼回復の大きな一步とするべく、ひとり裁判所のみでなく、検察庁とともに、真摯に市民や冤罪犠牲者の声に向き合うことを期待します。

この上は、検察庁はいたずらに特別抗告をすることなく、潔く決定に従い再審の扉を開くこと、ならびに無実の罪で服役中の朴龍皓さん、青木恵子さんを直ちに釈放することを強く訴えるものです。

以上